日本の再生医療の発展をめざして



■ 中期経営計画 ……2
■ 第20期定時株主総会招集ご通知 ……5
■ 最新のトピックス …… 40

第20期定時株主総会招集ご通知および株主通信としてお届けします。

第20期 定時株主総会招集ご通知

日時 2018年6月26日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

議案 取締役7名選任の件

場所 蒲郡商工会議所　1階コンベンションホール
愛知県蒲郡市港町18－23
（末尾の会場のご案内をご参照ください）

J·TEC
FUJIFILM Group

証券コード：7774

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング

「つぎのJ-TEC」への挑戦。 *Creating the 'next J-TEC'*



株主の皆様へ

本年度、当社は設立20年目を迎えます。
再生医療の産業化を目指して、これまで20年間活動して参りました。想定以上の時間と費用を要しましたが、ひとつひとつ計画を現実のものとしてきました。再生医療という領域が大きく注目を集めています。これもひとえに株主の皆様のご支援のおかげと深く感謝いたします。

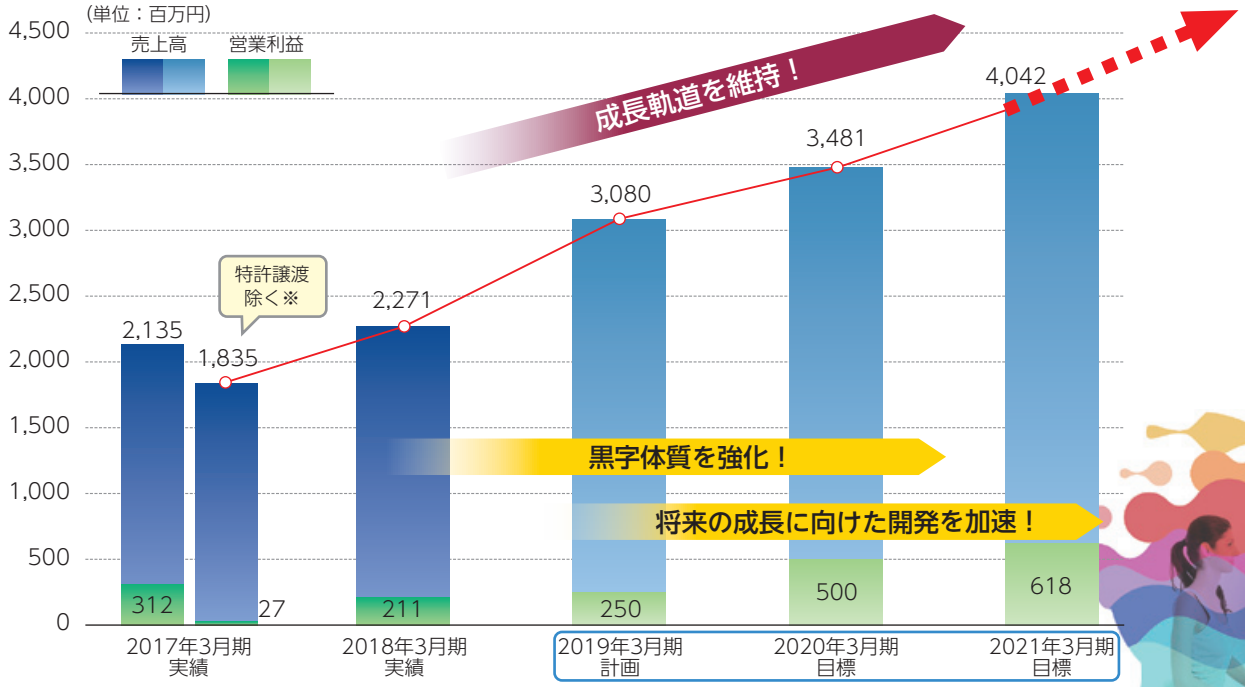
私たちは、これからの20年を構想します。
再生医療を現実のものとしてきた私たちは、次に何をすべきか。これまでの成長戦略を維持しつつ再生医療のリーディングカンパニーに相応しい、さらなる高みを目指した新しい事業をつくって参ります。
「つぎのJ-TEC」に期待してください。

代表取締役　社長執行役員
島　賢一郎

中期経営計画（2019年3月期～2021年3月期）

基本方針　**黒字体質を強化しつつ、将来の成長に向けた開発を加速。**

- ✓ 売上高は、黒字体質の強化とともに将来の成長に向けた開発を加速させることで、成長軌道を維持し、2021年3月期には4,042百万円を目指します。
- ✓ 2018年3月期～2021年3月期の売上高年平均成長率は、21.2%となります。
- ✓ 営業利益は、経費管理の徹底により黒字体質を強化して着実に伸ばす一方、将来の成長に向けた開発を加速すべく、治験費用などを積極的に投資します。結果、2021年3月期の営業利益は618百万円、営業利益率15.3%を目指します。



※2017年3月期において、中国における自家培養軟骨ジャックの特許に関する権利を富士フイルムに譲渡・移転したことによる一時金を除いた売上高・営業利益を記載しています。

中期経営計画 3 つのポイント



ポイント 1 既存製品の持続的な売上拡大

ジェイス® 自家培養表皮　ジャック® 自家培養軟骨

① 自家培養表皮ジェイスは、熱傷の使用枚数制限の緩和（40枚→50枚）、母斑の有用性の訴求で安定した売上を維持。更に表皮水疱症への適応拡大で売上を伸ばします。

② 自家培養軟骨ジャックは、移植手技の簡便化・低侵襲化の実現、医療機関毎の特徴に合わせた個別営業で確実に症例を増やしつつ、二次性OAへの適応拡大を目指し成長を加速させます。

③ ラボサイトは、OECDテストガイドライン化と製品ラインナップ拡充で売上増を図ります。

ポイント 2 新製品開発の加速・受託事業の成長

① 研究開発本部を新たに設置し、既存製品の適応拡大のみならず、同種細胞を利用した新製品の開発を加速。それに必要な治験費用なども積極的に投資していきます。

② 2017年度に獲得したCDMO・CRO受託案件を確実に収益に繋げつつ、得られた知見・経験を活かして新規案件の獲得を強力に推進し、受託事業を当社の中核事業に育成します。

③ 眼科領域では、受託開発品の製造販売承認を取得し、受託製造を開始します。

④ 再生医療等安全性確保法下での特定細胞加工物の製造受託を展開します。

ポイント 3 更なる経営の強化

① 経費管理の徹底に加え、エンジニアリングを強化し製造工程の自動化・合理化を推進。高品質、高効率・低コストの生産を実現します。

② 製品開発、生産技術開発、海外展開等、富士フイルムグループとのシナジーを追求します。

目　次

第20期定時株主総会招集ご通知 …… 5

議決権行使等についてのご案内 …… 6

株主総会参考書類

議案　取締役7名選任の件 …… 7

（提供書面）
事業報告

1. 会社の現況に関する事項 …… 12
2. 会社の株式に関する事項 …… 21
3. 会社の新株予約権等に関する事項 …… 22
4. 会社役員に関する事項 …… 23
5. 会計監査人の状況 …… 25
6. 会社の体制及び方針 …… 27

計算書類 …… 34

監査報告 …… 37

インターネットによる開示について

次の各事項につきましては、インターネット上の当社ホームページ（下記URL）に掲載しております。

URL：http://www.jpte.co.jp/ir/library/index_notice.html

● 計算書類の個別注記表

監査役及び会計監査人が監査した計算書類は、株主総会招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、個別注記表となります。

個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条に基づき当社ホームページ（上記URL）に掲載しており、株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。ご了承ください。

● 決議通知

決議通知については、当社ホームページ（上記URL）へ掲載しますので、株主総会終了後に書面による送付はありません。ご了承ください。

● 株主通信

より充実した報告をいち早くお届けするため、招集通知と株主通信を合冊化して株主さまへ送付するとともに、当社ホームページ（上記URL）に掲載しております。

株主各位

証券コード 7774
2018年6月11日

愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1
株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング
代表取締役　**畠 賢一郎**

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年6月25日（月曜日）営業時間終了の時（午後5時40分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1 日　時	2018年6月26日（火曜日）**午前10時**（受付開始：午前9時）	
2 場　所	愛知県蒲郡市港町18-23 **蒲郡商工会議所　1階コンベンションホール**	
3 会議の目的事項	**報告事項**	第20期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
	決議事項	議案　取締役7名選任の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（http://www.jpte.co.jp）に修正後の事項を掲載させていただきます。

ご案内

- 定時株主総会終了後、**事業説明会の開催**を予定しておりますので、引き続きご参加くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使等についてのご案内

期　限　2018年6月25日（月曜日）午後5時40分まで

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です）

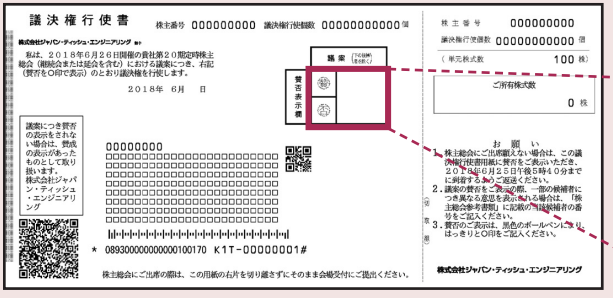


郵送で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（上記の行使期限までに到着するようご返送ください）



議決権行使書のご記入方法


議　決　権　行　使　書

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング 御中

私は、２０１８年６月２６日開催の貴社第２０期定時株主総会（招集会または延会を含む）における議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

２０１８年　６月　日

議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング

00000000

＊ 0893000000000000100170　K1T-00000001#

株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

議案　（下の候補者を除く）

賛否表示欄

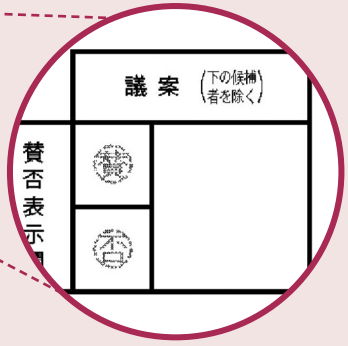
株主番号　00000000
議決権行使個数　0000000000 個
（単元株式数　100 株）
ご所有株式数　0 株

お　願　い

1．株主総会にご出席願えない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、２０１８年６月２５日午後５時４０分までに到着するようご返送ください。
2．議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「候補者番号欄」に反対の候補者の番号をご記入ください。
3．賛否のご表示は、黒色のボールペンなどをはっきりと○印をご記入ください。

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング

こちらに各議案の賛否をご記入ください。



議案について

全員賛成の場合 → **賛** に○印

全員反対の場合 → **否** に○印

一部候補者に反対の場合 → **賛** に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入

株主総会参考書類

議案　取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位及び担当	候補者属性
1	畠（はた）　賢一郎（けんいちろう）	代表取締役 社長執行役員	再任
2	大須賀（おおすか）　俊裕（としひろ）	取締役 専務執行役員	再任
3	原（はら）　俊之（としゆき）		新任
4	手塚（てづか）　勉（つとむ）	取締役	再任　社外
5	石川（いしかわ）　隆利（たかとし）	取締役	再任　(非業務執行)
6	伴（ばん）　寿一（としかず）	取締役	再任　(非業務執行)
7	秋山（あきやま）　雅孝（まさたか）		新任　(非業務執行)

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
1 再任	 はた　けんいちろう **畠　賢一郎** （1964年8月14日生） 所有する当社の株式数 29,500株	2000年 4月　名古屋大学医学部組織工学（J-TEC）寄附講座助教授 2002年 6月　名古屋大学医学部附属病院遺伝子・再生医療センター助教授 2004年10月　当社入社、研究開発部長 2004年12月　当社取締役 研究開発部長 2006年 4月　当社取締役 研究開発部長 兼 営業部長 2009年 4月　当社取締役 研究開発部長 2009年 6月　当社常務取締役 研究開発部 2009年10月　当社常務取締役 研究開発部長 兼 薬事部長 2010年 4月　当社常務取締役 研究開発部長 2013年 1月　当社常務取締役 事業開発室長 2014年 3月　当社常務取締役 事業開発室長 兼 製品開発部長 2015年 4月　当社常務取締役 事業開発室長 兼 生産技術部長 2015年 6月　当社取締役常務執行役員 研究開発本部長 兼 事業開発室長 兼 生産技術部長 富士フイルム株式会社 R&D統括本部再生医療研究所長 2016年 4月　当社取締役常務執行役員 2017年 3月　富士フイルム株式会社 再生医療事業部長 兼 R&D統括本部再生医療研究所長 2017年 7月　セルラー・ダイナミクス・インターナショナル・ジャパン株式会社 取締役（現任） 2017年11月　当社代表取締役社長執行役員（現任） 2018年 3月　富士フイルム株式会社 R&D統括本部バイオサイエンス&テクノロジー開発センター 副センター長（現任） **（取締役候補者の選任理由）** 畠賢一郎氏は、長年にわたり口腔外科医として再生医療に携わってきた実績に加え、当社において2004年12月より取締役、2009年6月より常務取締役、2017年11月より代表取締役社長執行役員として経営に携わってきた経験を有しております。 また、2018年3月より富士フイルム株式会社R&D統括本部バイオサイエンス&テクノロジー開発センター 副センター長を兼務しております。 これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
2 再任	 おおすか　としひろ **大須賀　俊裕** （1957年1月15日生） 所有する当社の株式数 95,500株	1980年 3月　ナトコペイント株式会社（現ナトコ株式会社）入社 1986年10月　株式会社ニデック入社 1999年 2月　同社から出向、当社管理統括取締役 2003年 4月　株式会社ニデックから転籍 2004年 6月　当社専務取締役 2007年 4月　当社専務取締役 経営管理部長 コンプライアンス担当 2007年 5月　当社専務取締役 コンプライアンス担当 2010年 4月　当社専務取締役 信頼性保証部長 コンプライアンス担当 2011年 4月　当社専務取締役 2012年 4月　当社専務取締役 信頼性保証部長 2014年 3月　当社専務取締役 営業部長 2015年 6月　当社取締役専務執行役員 営業部長 2016年 4月　当社取締役専務執行役員 2017年 4月　当社取締役専務執行役員 営業推進本部長 2018年 4月　当社取締役専務執行役員 生産統括本部長兼製造部長（現任） **（取締役候補者の選任理由）** 大須賀俊裕氏は、株式会社ニデックにおける長年の経験に加え、新規事業として1999年の当社設立に携わり、当社において2004年6月より専務取締役として経営に携わってきた経験を有しております。 これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
3 新任	 はら　としゆき **原　俊之** （1962年1月29日生） 所有する当社の株式数 —	1984年 4月　富士写真フイルム株式会社（現富士フイルム株式会社）入社 1995年10月　Fuji Photo Film B.V.出向（オランダ駐在） 2006年 6月　富士写真フイルム株式会社 電子映像事業部業務部担当課長 2008年10月　富士フイルム株式会社 電子映像事業部業務部担当部長 2012年12月　同社光学デバイス事業部担当部長 2013年 6月　同社光学・電子映像事業部統括マネージャー 2017年 7月　同社再生医療事業部統括マネージャー 2018年 6月　同社から転籍 当社経営管理本部次長（現任） **（取締役候補者の選任理由）** 原俊之氏は、富士フイルム株式会社の海外拠点における長年の経験に加え、電子映像、光学デバイス事業の管理部門において長年にわたり経営管理等に携わってきた経験を有しております。 これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
4 再任 社外	 てづか　つとむ 手塚　勉 （1955年4月18日生） 所有する当社の株式数 — 在任期間：1年	1979年 4月　株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2008年12月　同行から株式会社ニデックへ出向 2009年 4月　株式会社ニデック入社 同社法務部副部長 2010年 4月　同社法務部長 2011年 4月　同社執行役員 法務部長 2014年 4月　同社執行役員 管理本部長 2014年 6月　同社取締役 管理本部長 2015年 6月　同社常務取締役 管理本部長（現任） 2017年 6月　当社取締役（現任） **（取締役候補者の選任理由）** 手塚勉氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。 同氏は、株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）及び株式会社ニデックにおける長年の経験を有しており、当社事業の永続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、かつ適切に当社を運営するための知識、経験及び実績等を兼ね備えていると判断しました。 これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
5 再任 （非業務執行）	 いしかわ　たかとし 石川　隆利 （1954年3月9日生） 所有する当社の株式数 —	1978年 4月　富士写真フイルム株式会社（現富士フイルム株式会社）入社 2008年 6月　富士フイルムエレクトロニクスマテリアルズ株式会社 社長 2011年 6月　富士フイルム株式会社 執行役員 2012年 6月　富士フイルムホールディングス株式会社 取締役 富士フイルム株式会社 取締役執行役員 富山化学工業株式会社 取締役 富士フイルムRIファーマ株式会社 取締役 2012年 7月　株式会社ペルセウスプロテオミクス 取締役 2013年 6月　当社取締役（現任） 2014年 6月　富士フイルム株式会社 取締役常務執行役員（現任） 富山化学工業株式会社 取締役（現任） 株式会社富士フイルム ヘルスケア ラボラトリー 取締役（現任） 2015年 4月　富士フイルムファーマ株式会社 取締役 2015年 6月　セルラー・ダイナミクス・インターナショナル・ジャパン株式会社 取締役 2016年 6月　大正富山医薬品株式会社 代表取締役会長 **（取締役候補者の選任理由）** 石川隆利氏は、富士フイルム株式会社における長年の経営者としての経験を有しており、当社において2013年6月より取締役として経営に対し助言をいただいております。 これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
6 再任 （非業務執行）	 ばん　としかず 伴　寿一 （1961年5月9日生） 所有する当社の株式数 —	1985年 4月　武田薬品工業株式会社入社 2013年 4月　富士フイルム株式会社入社 2015年 6月　当社取締役（現任） 2015年 9月　セルラー・ダイナミクス・インターナショナル・ジャパン株式会社 代表取締役社長（現任） 2016年 6月　富士フイルム株式会社 執行役員（現任） 2017年 3月　富士フイルムファーマ株式会社 取締役（現任） 富士フイルムRIファーマ株式会社 取締役（現任） 2017年 4月　富山化学工業株式会社 取締役（現任） 2017年 6月　株式会社ペルセウスプロテオミクス 取締役（現任） **（取締役候補者の選任理由）** 伴寿一氏は、武田薬品工業株式会社における長年の経験に加え、2013年より富士フイルム株式会社において医薬品事業に携わってきた経験を有しており、当社において2015年6月より取締役として経営に対し助言をいただいております。 これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
7 新任 （非業務執行）	 あきやま　まさたか 秋山　雅孝 （1965年10月21日生） 所有する当社の株式数 —	1988年 4月　富士写真フイルム株式会社（現富士フイルム株式会社）入社 2002年10月　同社印刷システム部担当課長 2002年11月　Fuji Photo Film（Europe）GmbH出向（ドイツ駐在） 2010年11月　富士フイルム株式会社 メディカルシステム事業部 モダリティーソリューション部担当課長 2012年 4月　同社メディカルシステム事業部モダリティーソリューション部 担当部長 2013年 6月　同社メディカルシステム事業部モダリティーソリューション部長 2014年 7月　FUJIFILM Medical Systems U.S.A., Inc（President & CEO） 2016年11月　富士フイルム株式会社 メディカルシステム事業部 内視鏡システム部長 2018年 6月　同社再生医療事業部次長（現任） **（取締役候補者の選任理由）** 秋山雅孝氏は、富士フイルム株式会社の海外拠点における長年の経験に加え、メディカルシステム事業に携わってきた経験を有しております。 これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 非業務執行取締役との責任限定契約の内容の概要
当社は非業務執行取締役（社外取締役を含む。以下同じ。）が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第30条第2項において、非業務執行取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定めております。これにより、非業務執行取締役候補者が非業務執行取締役に選任され就任した場合に、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。
3. 当社の親会社（その子会社も含む。）における現在又は過去5年間の地位・担当については、各候補者の略歴に記載のとおりであります。

以上

（提供書面）

事業報告（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

1 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当事業年度（2017年４月１日から2018年３月31日）における我が国経済は、中国を始めとするアジア新興国等の景気先行き、米国経済政策の不確実性、金融資本市場の変動の影響など、リスク懸念はあったものの、日経平均株価がバブル崩壊後26年ぶりの高値を記録するなど、緩やかな回復基調が続きました。

再生医療分野では、旧薬事法の改正によって2014年に施行された医薬品医療機器等法のもと、新たに複数の企業主導治験及び医師主導治験が開始され、再生医療等製品の上市にむけた活動が活発になってきました。また、同時期に制定された再生医療等安全性確保法によって、再生医療に用いる細胞加工の受託業が定義され、その臨床研究や自由診療が加速したものの、国が必要とする届出をしないまま、無届けで再生医療を提供していた医師や販売会社の関係者などが逮捕されるなど、その課題も明らかになってきました。

このような状況の下、当社は再生医療製品事業、再生医療受託事業、研究開発支援事業を展開しました。各セグメントにおける概況は以下のとおりです（□内は当事業年度における主な成果です）。

なお、当事業年度より、事業の報告セグメント区分について、今後の事業展開の観点から見直し、経営情報をより適切に表示するため変更しています。これまで「再生医療製品事業」に含まれていた「再生医療受託事業」を、当社の中核事業に育成するとの中期経営方針のもと、分離・独立させ、報告セグメントとして記載する方法に変更しています。

［再生医療製品事業］

当社は再生医療製品事業において自家培養表皮ジェイス及び自家培養軟骨ジャックの製造販売を進めました。

・自家培養表皮ジェイス

自家培養表皮ジェイスは、2009年１月に保険収載された我が国初の再生医療等製品であり、重症熱傷及び先天性巨大色素性母斑を適応対象としています。ジェイスの保険適用に関しては、2016年４月より保険機能区分が①採取・培養キットと②調製・移植キットの２つに細分化され、償還価格がそれぞれ①4,380千円、②151千円／枚に改定されています。重症熱傷患者様の治療を目的としているため、受注から製品が使用されるまでの間に患者様死亡等の理由で使用中止になることがあり、保険償還できないリスクを抱えていましたが、2016年４月以降、保険機能区分の細分化により、製造を中止した場合でも、①採取・培養キットの保険償還が可能となりました。2018年４月以降は、特定保険医療材料の留意事項が変更となり、患者様あたり一連につき40枚の限度が、医学的に必要がある場合に限り50枚の限度まで引き上げられました。

当事業年度におけるジェイスの売上は、重症熱傷の移植症例数が増加したことと、新たに適応対象に加わった先天性巨大色素性母斑の治療においても急速に普及したことにより、前期に比べ大幅に増加し、1,078,551千円（前期比45.1%増）となりました。2009年３月期の発売以来、売上高が初めて1,000百万円を超えました。

また当社は、ジェイスの更なる適応拡大に向けて、2018年３月、表皮水疱症の治療を目的とした一部変更承認申請を提出しました。当社は今後も、ジェイスの更なる普及を目指していきます。

・自家培養軟骨ジャック

自家培養軟骨ジャックは、2013年４月より保険収載された我が国第２号の再生医療等製品であり、適応対象は膝関節における外傷性軟骨欠損症または離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く）です。ジャックの保険機能区分についてもジェイス同様に細分化され、2016年４月より、償還価格が①採取・培養キット879千円、②調製・移植キット1,250千円に改定されています。

当事業年度におけるジャックの売上は、前期に比べ微減となり、309,282千円（前期比4.4%減）となりました。2018年３月末時点で、ジャックを使用できる医療機関（使用届出施設）は291施設となり、順調に増加しているものの、潜在患者に対するジャックの認知度不足と、移植手技の簡便化・低侵襲化への対応遅れにより、売上を拡大することができませんでした。当社は、ジャックの認知度向上に向けて、2018年２月、膝の再生医療情報サイト「再生医療ナビ」に、移植手術を実施したドクターと、手術を受けた患者様の対談を掲載しました。当社は今後も、医師、医療機関に加えて、潜在患者向けにもジャックへの理解を深めていただく取り組みを強化し、売上拡大を目指していきます。

なお、ジャックは、厚生労働省が試行的に導入する費用対効果評価の対象品目に選ばれていましたが、対症療法（薬物療法）との比較は分析困難とされ、価格調整は行われず、保険償還価格に変更はありません。

［再生医療受託事業］

当社は再生医療受託事業において、再生医療等製品の受託開発及びコンサルティング・特定細胞加工物製造受託を積極的に進めました。

・再生医療等製品の受託開発

当社は、医薬品医療機器等法のもと、再生医療等製品の承認を目的として臨床研究を実施するアカデミアや、医師主導治験を実施する医療機関、再生医療等製品の開発を行っている企業を対象に、再生医療等製品に特化した開発製造受託（CDMO）サービス・開発業務受託（CRO）サービスを提供しています。自社製品の開発、製造販売で培った薬事開発、規制当局対応のノウハウ、GCTP適合の製造設備等の豊富かつ一貫した経験を生かし、細胞種（体細胞・幹細胞・iPS細胞）や製品形態を問わず、シーズの開発段階から実用化後までトータルかつシームレスに支援しています。

・コンサルティング・特定細胞加工物製造受託

当社は、2014年11月に施行された再生医療等安全性確保法のもと、再生医療の提供機関に対するコンサルティングならびに特定細胞加工物製造受託サービスを提供しています。コンサルティングサービスでは、再生医療等提供計画の作成・細胞加工施設の運営体制の構築など、臨床研究・治療提供のために必要な行政手続きを支援しています。特定細胞加工物製造受託では、厚生労働省より許可を得た当社の細胞加工施設で特定細胞加工物の製造を受託しています。

当事業年度における再生医療受託事業の売上は、受託事業のニーズの高まりを受けた再生医療ベンチャーほか企業、アカデミアからの受託案件が増えたことにより、785,076千円（特許譲渡収入含む前期比19.6%減、特許譲渡収入除く前期比16.0%増）となりました。当社が自社開拓した複数の企業や東京慈恵会医科大学や兵庫医科大学などのアカデミアから再生医療等製品の開発・製造を受託し、推進しました。

従来より富士フイルム株式会社から受託している再生医療等製品の開発業務に加え、同社が出資するレグセル株式会社、株式会社サイフューズを始めとする企業からの業務も受託しました。また、株式会社ニデックからの委託により開発を進めている自家培養角膜上皮ならびに大阪大学から開発を受託している自家培養口腔粘膜上皮は、角膜上皮幹細胞疲弊症を適応対象とした治験を実施し、製造販売承認申請に向けた準備を進めました。

さらに、名古屋市立大学病院における白斑や難治性皮膚潰瘍の治療や、関西医科大学における先天性巨大色素性母斑を対象とした新たな臨床研究において、培養表皮の製造や、組織処理を受託しました。当社は、医療機関等からの特定細胞加工物製造委託契約に加え、新たに提供計画作成支援や製造施設構築・運用コンサルティング契約も獲得しました。

［研究開発支援事業］

当社は研究開発支援事業において、自社製品の開発で蓄積した高度な培養技術を応用した研究用ヒト培養組織（ラボサイトシリーズ）の製造販売を進めました。

・ラボサイトシリーズ

研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズは、動物実験を代替する試薬です。ラボサイト エピ・モデル24を用いた皮膚刺激性試験に関する試験法は、標準法の一つとしてOECDの試験法ガイドラインTG439へ収載されています。また、同様にラボサイト角膜モデルでも、OECDが推進する眼刺激性試験の標準化を目指しています。

当事業年度におけるラボサイトの売上は、エピ・モデル24を中心に、化粧品開発企業や製薬企業を主な顧客として販売を進め、98,596千円（前期比7.4%増）となりました。2017年４月に主力製品の一律10千円の値上げを実施した効果もあり、過去最高の売上高を記録しました。2017年11月に開催された日本動物実験代替法学会においては、同じ富士フイルムグループのセルラー・ダイナミクス・インターナショナル・ジャパン株式会社と共同で企業出展してランチョンセミナーを開催し、認知度向上を図ることによりヒト培養組織の拡販に努めました。角膜モデルでは、引き続き眼刺激性試験 OECDテストガイドライン収載に向けて準備を進めました。

こうした結果、当事業年度における売上高は、再生医療製品事業の売上高が好調に推移したことにより2,271,507千円（前期比6.4%増）となりました。売上好調に伴い売上総利益は増加しましたが、新規事業の育成のため研究開発費が増加したことにより、営業利益は211,508千円（前期比32.3%減）となりました。経常利益は213,334千円（前期比31.2%減）となり、当期純利益は227,890千円（前期比17.5%減）となりました。

なお、セグメント別では、再生医療製品事業の売上高は、1,387,833千円（前期比30.1%増）、再生医療受託事業の売上高は、785,076千円（前期比19.6%減）、研究開発支援事業の売上高は、98,596千円（前期比7.4%増）となりました。

事業の部門別売上高

事業別	売上高
再生医療製品事業	1,387,833千円
再生医療受託事業	785,076千円
研究開発支援事業	98,596千円
合計	2,271,507千円

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は、受託事業に係る設備機器等の整備により、総額32,325千円でありました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は再生医療の産業化を推進するために、会社が対処すべき課題を以下のとおり認識し、その解決に向けた取り組みを展開しています。

① 自家培養表皮ジェイス

自家培養表皮ジェイスは、重傷熱傷及び先天性巨大色素性母斑の治療のための再生医療等製品です。本品は、表皮水疱症への適用を目的とした一部変更承認申請を2018年３月に提出しました。

重症熱傷への適用については、製造販売後臨床試験及び使用成績調査を終了し、2015年１月に再審査申請を行いました。2017年７月には再審査が終了し、「効能、効果または性能」に変更がないと判断され、留意事項の変更はありませんでした。また、一連につき40枚を限度としていた保険算定については、2018年４月から医学的に必要がある場合にその理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載した上で50枚を限度として算定できることになりました。なお、患者様、医師の利便性とこれまでの使用実績を踏まえ、引き続き学会を通じて算定限度の緩和を求めていきます。

先天性巨大色素性母斑への適応については、10年間の使用成績調査が課せられており、医薬品医療機器総合機構に提出した再審査の結果によって留意事項が変更される可能性があります。当社は、適切に医療機関に情報提供し、有効性及び安全性の確保に努めていきます。

② 自家培養軟骨ジャック

自家培養軟骨ジャックは、外傷性軟骨欠損症または離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く）の治療のための再生医療等製品です。

本品は、７年間の使用成績調査が課せられており、医薬品医療機器総合機構に提出した再審査の結果によって留意事項が変更される可能性があります。当社は、適切に医療機関に情報提供し、有効性及び安全性の確保に努めていきます。

また、本品の適応には欠損面積が４cm^{2}以上という条件が付与されています。現在、軟骨欠損はMRIなどの画像で診断されますが、軟骨欠損の状態を正確に把握することは技術的に難しいのが現状です。そこで当社は富士フイルムと協力して軟骨欠損診断の支援技術についても提案していきます。これにより、軟骨欠損の診断を正確かつ容易に行うことができるようになり、本品の普及拡大につながるものと考えています。さらに、ジャックの移植手技の簡便化、低侵襲化や二次性変形性膝関節症への適応拡大などに引き続き取り組むことで、ジャックの性能を最大限に引き出していきます。また、広報活動を通して本品の認知度を上げ、多くの患者様に適用されるように努めていきます。

③ 研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズ

研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズは、表皮細胞のラボサイト エピ・モデルと角膜上皮細胞のラボサイト 角膜モデルをラインナップしており、動物実験を代替する試薬として使用されています。

当社は、本品の使用方法の開発や標準化に加え、新製品の開発に取り組むとともに、最新の研究報告についてセミナー等を通じて周知・啓蒙し、動物実験代替への理解促進や認知度向上に努め、動物実験代替法の発展に貢献していきます。

④ 再生医療受託事業

当社は、自社製品の開発で積み重ねた経験と、製造・販売に必要な組織・設備体制を保有し、国内で唯一再生医療等製品を2品目上市しています。これらの蓄積したノウハウと確立したシステムを活用し、再生医療等製品に関する開発製造受託サービス（開発製造受託（CDMO）、開発業務受託（CRO））及び再生医療の提供（臨床研究・治療）への支援サービスを展開しています。

受託案件は多種多様であり、案件毎に様々なステージに在って多くの課題を抱えているため、委託元と密に連携し、その潜在ニーズを明確にした上でひとつひとつ解決していく必要があります。当社は、本事業を当社中核事業に育てるため、富士フイルムと連携しながら、数多くの開発案件の獲得と社内受入体制の整備を通じて、再生医療受託事業を社内及び業界内に根付かせることを目指します。

⑤ 安定した生産体制の確立

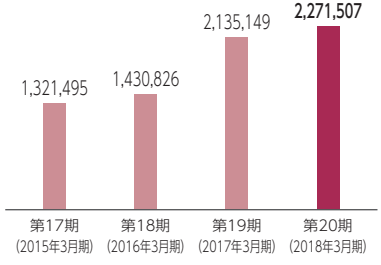
当社の取り扱う製品やサービスは、不確定性や個別性が高く、受注等に繁閑が生じることがあります。当社は、このような変動要因の多い製造環境においても、製造や検査作業の効率化、自動化を促進し、低コストで安定した供給体制や高い品質を維持するように努めています。

⑥ 働きがいのある企業風土の醸成

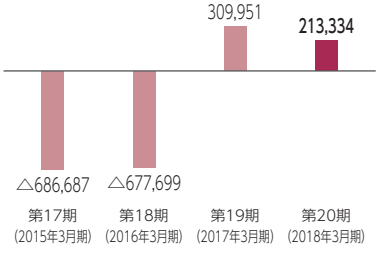
当社は、国内の労働環境の変化に対して、公平でチャレンジできる制度や多様な人材の育成を強化する仕組みにより、働き方の多様化に対応した、働きがいのある企業風土の醸成に向けて取り組んでいます。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

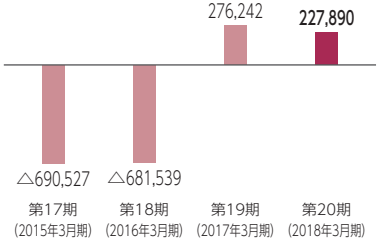
売上高 (単位：千円)



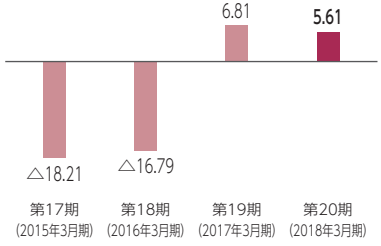
経常損益 (単位：千円)



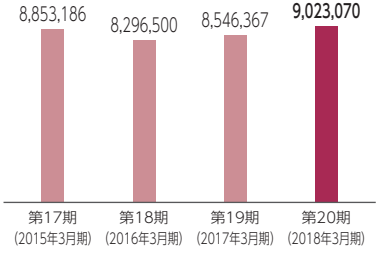
当期純損益 (単位：千円)



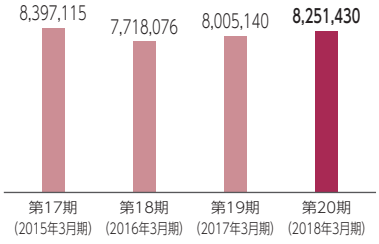
1株当たり当期純損益 (単位：円)



総資産 (単位：千円)



純資産 (単位：千円)



		第17期 (2015年3月期)	第18期 (2016年3月期)	第19期 (2017年3月期)	第20期 (2018年3月期)
売上高	(千円)	1,321,495	1,430,826	2,135,149	2,271,507
経常損益	(千円)	△686,687	△677,699	309,951	213,334
当期純損益	(千円)	△690,527	△681,539	276,242	227,890
1株当たり当期純損益	(円)	△18.21	△16.79	6.81	5.61
総資産	(千円)	8,853,186	8,296,500	8,546,367	9,023,070
純資産	(千円)	8,397,115	7,718,076	8,005,140	8,251,430

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり当期純損益については小数点第2位未満を四捨五入しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

1. 親会社等との関係

富士フイルム株式会社は、当社発行済株式総数の46.04%を保有する筆頭株主です。また、富山化学工業株式会社は同じく4.08%を保有する大株主です。富士フイルムは富士フイルムホールディングス株式会社の100%子会社であり、富山化学工業は同じく66%子会社であるため、両者を合算した富士フイルムホールディングスの間接所有による当社株式の保有割合は、50.13%となり、富士フイルムホールディングスが当社の親会社となります。

2. 親会社等との間の取引等に関する事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場価格その他公正価格等を勘案して決定していますので、当社の利益を害するものではないと判断しています。また、当社取締役会を中心とした独自の意思決定を行っており、意思決定手続きの正当性についても、問題ないものと考えています。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

当社は、再生医療等製品の研究開発・製造・販売と、再生医療に関する開発製造受託（CDMO）や開発業務受託（CRO）を提供する再生医療受託、ならびに研究開発支援製品の研究開発・製造・販売を事業として営んでいますが、その概要は次のとおりです。

・再生医療製品事業……細胞培養技術を利用した再生医療製品（表皮、軟骨等）の研究開発・製造・販売
・再生医療受託事業……再生医療製品の開発製造受託（CDMO）及び再生医療等製品の開発業務受託（CRO）
・研究開発支援事業……研究用ヒト培養組織の研究開発・製造・販売

(8) 主要な事業所 (2018年3月31日現在)

本社　愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1



(9) 従業員の状況 (2018年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
174名	0名	37.3歳	8.0年

(注) 上記の従業員にはパート15名及び嘱託社員6名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2018年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2018年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数　55,000,000株

(2) 発行済株式の総数　40,610,200株

(3) 株主数　13,911名

(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
富士フイルム株式会社	18,700,000	46.04
株式会社ニデック	4,227,200	10.40
富山化学工業株式会社	1,658,400	4.08
MSIP CLIENT SECURITIES	655,916	1.61
中部飼料株式会社	400,000	0.98
五味大輔	370,000	0.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	369,200	0.90
前田陽子	342,400	0.84
小澤洋介	292,000	0.71
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	280,616	0.69

(注) 持株比率は自己株式 (164株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

新株予約権の権利行使により、新株式を18,400株発行したため、発行済株式総数は18,400株増加しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況 (2018年３月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	畠　　賢一郎	富士フイルム株式会社 R&D統括本部バイオサイエンス&テクノロジー開発センター 副センター長 セルラー・ダイナミクス・インターナショナル・ジャパン株式会社 取締役
取締役 専務執行役員	大須賀　俊　裕	営業推進本部長 情報取扱責任者
取締役 執行役員	山　岡　寿　一	経営管理本部長 兼 総務人事部長 情報セキュリティ担当 コンプライアンス担当
取締役（社外）	手　塚　　勉	株式会社ニデック 常務取締役
取締役（非業務執行）	石　川　隆　利	富士フイルム株式会社 取締役常務執行役員 株式会社富士フイルム ヘルスケア ラボラトリー 取締役 富山化学工業株式会社 取締役
取締役（非業務執行）	伴　　寿　一	富士フイルム株式会社 執行役員 セルラー・ダイナミクス・インターナショナル・ジャパン株式会社 代表取締役社長 富士フイルムファーマ株式会社 取締役 富士フイルムRIファーマ株式会社 取締役 富山化学工業株式会社 取締役 株式会社ペルセウスプロテオミクス 取締役
取締役（非業務執行）	比留間　愛一郎	富士フイルム株式会社 再生医療事業部長
常勤監査役	倉　橋　清　隆	
監査役（社外）	加　藤　孝　浩	クローバー・ブレイン株式会社 代表取締役 株式会社岐阜造園 監査役
監査役（社外）	小　川　　薫	日本公認会計士協会 理事 日本公認会計士協会東海会 副会長

（注）1. 取締役手塚勉氏は、社外取締役であります。
監査役加藤孝浩氏、小川薫氏は、社外監査役であります。

2. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。
退任　取締役明石成信氏、戸田雄三氏、倉橋清隆氏、監査役小川忠彦氏、尾山雅之氏は、2017年6月27日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
就任　取締役山岡寿一氏、手塚勉氏は、2017年6月27日開催の第19期定時株主総会において取締役に新たに選任され就任いたしました。
監査役倉橋清隆氏、小川薫氏は、2017年6月27日開催の第19期定時株主総会において監査役に新たに選任され就任いたしました。

3. 常勤監査役倉橋清隆氏は、株式会社東海銀行（現　株式会社三菱UFJ銀行）及び株式会社ニデックにおける豊富な経験を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役加藤孝浩氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役小川薫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、監査役加藤孝浩氏、小川薫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	10名 (2)	57,595千円 (1,200)	
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3)	8,359千円 (3,439)	
合計 (うち社外役員)	15名 (5)	65,955千円 (4,639)	

(注) 1. 上記には、2017年６月27日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名（うち社外取締役１名）及び監査役２名（うち社外監査役１名）を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 2006年６月29日開催の第8期定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を年額3億円以内、2004年６月30日開催の第6期定時株主総会決議において、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内と決議をいただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役手塚勉氏は、株式会社ニデック取締役であり、同社は当社の大株主であります。また、当社は同社より委託契約に基づく受託開発を行っております。
・監査役加藤孝浩氏は、公認会計士及び税理士であり、クローバー・ブレイン株式会社代表取締役、株式会社岐阜造園監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役小川薫氏は、公認会計士であり、日本公認会計士協会理事、日本公認会計士協会東海会副会長であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　手　塚　　勉	2017年6月に就任後、当事業年度に開催された取締役会9回のすべてに出席いたしました。主に当社事業の永続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役　加　藤　孝　浩	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会12回のすべてに出席いたしました。主に法令及び定款の遵守に係る見地から、監査に関する重要事項、取締役会の運営、内部監査の実施状況及び会計監査人との連携等に関し、必要な発言を適宜行っております。
監査役　小　川　　薫	2017年6月に就任後、当事業年度に開催された取締役会9回、監査役会9回のすべてに出席いたしました。主に法令及び定款の遵守に係る見地から、監査に関する重要事項、取締役会の運営、内部監査の実施状況及び会計監査人との連携等に関し、必要な発言を適宜行っております。

③ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

当該事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役手塚勉氏及び非業務執行取締役石川隆利氏、伴寿一氏、比留間愛一郎氏ならびに監査役倉橋清隆氏、加藤孝浩氏、小川薫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額としております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、当事業年度において責任限定契約を締結しておりません。

なお、当社定款にて、「当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,600万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。」と定めております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

6,790千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

6,790千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定められた解任事由に該当する状況にあり、かつ解任が相当と判断した場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。なお、この場合には、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。また、監査役会は、当社都合の他、会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(6) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

6 会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

i）業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するための体制ならびに金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための体制（以下、まとめて「内部統制システム」という。）を以下のとおり整備し、継続的に改善する。

【取締役関連】

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は「企業理念」を企業経営の最優先事項に位置づけ、取締役はこれを高次元で達成するように職務を執行する。
2. 「行動指針」「コンプライアンス・ポリシー」等を定め、取締役自らが率先垂範し、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
3. 取締役及び執行役員の中からコンプライアンス担当役員を任命し、コンプライアンスの徹底を図る。
4. 代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス遵守状況を監視し、体制の点検・整備等により継続的な改善を実施する。また、これらの活動は取締役会及び監査役会に定期的に報告する。
5. 当社は、財務計算に関する報告その他の情報の適正性及び信頼性を確保するための体制を整備・運用するとともに、適時かつ適切に開示する。
6. 取締役が相互に監督することにより、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。また、非業務執行取締役が職務執行を監督することによって客観性を確保する。
7. 代表取締役の直轄部門として内部監査室を設置する。内部監査室は、監査役と連携の上、業務執行状況等の内部監査を実施し、取締役会及び監査役会に定期的に報告する。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は、権限配分及び意思決定ルールに基づく効率的な職務執行の方法を定め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
2. 取締役会は全社的な目標を定め、この目標達成のために、業務執行取締役及び執行役員は具体的手段・方法を立案して職務を遂行し、業務執行取締役及び執行役員で構成される経営会議において定期的に進捗状況をレビューする。

3. 業務運営に関する個別課題については、経営会議において審議する。なお、経営に関する重要事項については、その審議を経て取締役会において決定する。
4. 職務執行に係る職務分掌及び権限委譲に関する規定を定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲で業務執行することにより、業務の効率化を図る。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務執行に係る情報は、文書（電磁的媒体を含む。以下同じ。）に記録する。文書は経営管理本部において保管し、毀損や流出を防止する。また、取締役及び監査役は、これらの文書を閲覧、謄写または複写できる。
2. 電子化された情報の保存及び管理を確実に実施するため、「情報セキュリティ・ポリシー」に基づき、適正かつ合理的な情報セキュリティ管理及び適切なセキュリティレベルの維持を行う。

【監査役関連】

① 監査役の職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における従業員に関する事項、取締役からの独立性に関する事項、指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役の職務を補助するために必要な補助作業を監査役から求められた場合、当社は当該監査役と協議し、職務を補助する補助員を確保する。
2. 補助員は、監査役の命令に関して、取締役及び執行役員等の指揮命令を受けない。
3. 補助員に対する人事異動、人事評価、処罰等においては、監査役より命令を受けて実施した補助業務について不利益な取扱いをしない。

② 監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会ならびに経営会議の他、すべての会議及び委員会等に出席し、報告を受けることができる。
2. 監査役が求める重要な事項等について、取締役、執行役員及び従業員はすみやかに報告する。
3. 法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況ならびに内部通報制度による通報情報及びその内容について、取締役、執行役員及び従業員は、監査役及び監査役会にすみやかに報告する。
4. 監査役に直接報告・相談を行った取締役、執行役員または従業員に対して、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

③ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

1. 監査役は「監査役監査基準」に定める監査役監査の重要性、有用性を十分に認識し、取締役と協力して監査役監査を実効的に行うことのできる環境を整備する。
2. 監査役会と代表取締役、各取締役、監査法人は、監査業務の品質及び効率を高めるため、それぞれの間で定期的な意見交換を行い、緊密な連携を図る。
3. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務について、監査の実効性を担保するために監査費用の予算措置を行い、監査役の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。

【その他】

① 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 法令、定款及び当社の「企業理念」を従業員に遵守させるため、「行動指針」「コンプライアンス・ポリシー」を定め、すべての従業員に周知、徹底する。
2. 従業員が重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、責任者に直ちに報告し、必要に応じて取締役会及び監査役に報告する。
3. コンプライアンス上疑義のある事実等について、役職を問わず、これを知った者が情報提供を直接行うことのできる内部通報制度を設置する。
4. 内部通報制度の相談窓口の1つとして社外窓口を設置し、利用しやすい環境及び利用者の匿名性を担保する。また、利用者が不利益を被らない仕組みとする。
5. コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に則った懲戒を含め、厳正に対処する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社は、リスク管理に関する規程を策定するとともに、コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等の様々なリスクに対応するため、それぞれの部署にリスク管理責任者を置き、リスクを把握、分析し、必要な対応策を講じる。
2. 組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応を行う機関として、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。また、リスク管理委員会は事業継続計画（BCP）を策定し、重大な災害に備える。
3. 情報を重要な会社資産として認識し、取締役及び執行役員の中から情報セキュリティ担当役員を任命するとともに、「情報セキュリティ・ポリシー」を策定し、適正かつ合理的な情報セキュリティ管理及び適切なセキュリティレベルの維持を行う。特に、個人情報に関しては「プライバシー・ポリシー」を定め、これを遵守する。
4. 重大な危機発生時には、代表取締役を本部長とする危機対策本部を設置し、損害の軽減及び復旧を図る。

③ 親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、親会社を含む企業集団における企業統治（コーポレートガバナンス）の適正性を確保するため、グループ会社と相互に情報を共有し、グループポリシーを踏まえて当社の内部統制システムを構築する。
2. 当社は子会社を保有しないため、会社法及び会社法施行規則で定める「子会社の内部統制システムに係る管理」及び「子会社から監査役への報告の体制」の整備は対象外とする。

④ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

1. 市民社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力ならびに団体との関係の排除を「コンプライアンス・ポリシー」に定め、「反社会的勢力対応マニュアル」等に則り、毅然とした態度で対応する。
2. 平素から警察関係機関、弁護士等の専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力との取引や資金提供を疑われるような一切の関係を遮断する。

ii）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況は、次のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取り組みの状況

代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに関する活動状況（内部通報の内容を含む。）について主管部署からの報告を受け、コンプライアンス体制の状況を確認しました。

コンプライアンス研修を継続的に実施するだけでなく、管理職向け、テーマ別、ディスカッションなどの様々な形式で実施することにより、役職員全体のコンプライアンス意識の向上を図っています。

② 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、取締役７名（うち社外取締役１名）で構成され、監査役３名も出席しております。取締役会は12回開催し、各議案についての審議、業務執行等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されています。

当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するために執行役員制度を導入しており、意思決定の迅速化、効率化を図っています。

③ 損失の危険の管理に関する取り組みの状況

代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を開催し、顕在化したリスク案件及びその対応について主管部署からの報告を受け、リスク管理の状況について確認しました。

また、各部署からリスク課題及びアクションプランを収集し、全社のリスク重点課題を設定しました。これに対するアクションプランを立案・実行することでリスク案件の発生頻度の低下に努めました。さらに定期的な情報セキュリティ研修に加え、継続的な啓蒙活動や不審メール訓練等を実施し、役職員全体の情報セキュリティに関する意識及び知識の向上を図っています。

④ 監査役監査の実効性の確保に対する取り組みの状況

監査役会は、監査役３名（うち社外監査役２名）で構成されています。監査役会は12回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っています。また、常勤監査役については、コンプライアンス委員会等の重要な社内会議への出席や稟議書等の常時閲覧により、監査の実効性の向上を図っています。

⑤ 反社会的勢力排除に対する対する取り組みの状況

新規取引先との契約締結に関して、決裁手続きの徹底や反社会的勢力排除条項の契約書への記載等の対応を実施しています。また、地元警察や顧問弁護士との情報連携を図っています。

（2）株式会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 当社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針を決定する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えます。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような大規模買付行為を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から経営を負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えます。

② 基本方針実現のための取り組み

1. 企業価値向上への取り組み

当社は、「医療の質的変化をもたらすティッシュ・エンジニアリングをベースに、組織再生による根本治療を目指し、21世紀の医療そのものを変えてゆく事業を展開する。」ことを会社設立の趣旨とし、「再生医療の産業化を通じ、社会から求められる企業となる。法令・倫理遵守の下、患者様のQOL（生活の質）向上に貢献することにより、人類が生存する限り成長し続ける企業となる。その結果、全てのステークホルダーがより善く生

きることを信条とする」という企業理念に基づいて事業を展開しています。当社は、医薬品医療機器等法の適用を受ける再生医療製品事業と医薬品医療機器等法の適用を受けない研究開発支援事業、及び再生医療に関する開発製造受託（CDMO）や開発業務受託（CRO）を提供する再生医療受託事業を展開しています。

当社は企業価値向上への取り組みとして、年度毎に経営計画を策定し、代表取締役が直接全役職員に説明することにより目標の共有化を図り、全社一丸となって企業理念の実現に向け事業を展開しています。また、当社事業を推進するにあたり富士フイルムと密接な連携を図ることにより、グループとしてより効率的に取り組んでいます。

当社は、情報開示体制を整備し、再生医療の啓蒙を兼ねたPR活動を適切に行うことにより、多くの投資家の要望に応えることができる積極的なIR体制の構築、運用に努めています。また、適切に牽制がかかり情報の信頼性を担保する内部統制体制の維持、改善を目的として内部統制基本方針を定め運用しています。

当社は、当社の企業文化の根源である設立趣旨、企業理念を高い次元で実現することにより、社会的意義を高め、経営資源を有効に活用するとともに、全てのステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、結果として当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資することができるものと考えます。

2. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び公正で透明性のある経営システムを構築し、これを維持することに取り組んでいます。

当社の取締役会は７名で構成され、その内１名は社外取締役です。取締役会は当社の経営戦略を策定・遂行するとともに、取締役の職務遂行を監督しています。また、監査役３名（うち社外監査役２名）で構成される監査役会は、内部監査室及び会計監査人ならびに顧問弁護士と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、監査の有効性・効率性を高めています。常勤監査役は取締役会、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会等重要な会議に出席するとともに、業務及び財産の状況の確認を通じて取締役の職務遂行を監査しています。

当社は創業時より、研究・開発事業に関する倫理的妥当性について助言を受けること、及びヒト組織・細胞等の収集・提供の実施状況など事業全般にわたる倫理的評価を行うことを目的に、企業委員２名、外部委員６名で構成されるJ-TEC倫理委員会を設け適切に運営しています。

さらに当社では、業務上抱える各種リスクを正確に把握・分析し、適切に対処すべく、継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでいます。総合的なリスク管理については、リスク管理委員会で討議し、必要に応じて取締役会で検討をしています。また、災害、重大事故、訴訟等の経営に重大な影響を与える事実が発生した場合には、直ちに担当部署から部長、情報取扱責任者、代表取締役に連絡する体制をとり、状況を迅速・正確に把握し対処することとしています。

③ 基本方針の具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②に記載した企業価値向上への取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、昨年度に引き続き営業黒字を達成しました。しかしながら、当社は、継続的な成長に向けて、適応拡大や新製品開発を進める中で複数の治験を予定していること、また、事業拡大のための人材確保や設備投資等、能力増強を予定していることから、資金を確保しておく必要があります。

将来にわたり安定した黒字体質を実現することを最優先課題とし、当事業年度は無配とさせていただきたいと存じます。将来、経営成績及び財政状況を勘案しながら、利益配当を検討する所存です。

（注）本報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

（単位：千円）

科目	第20期 2018年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**7,139,672**
現金及び預金	6,203,808
受取手形	48,077
売掛金	543,035
製品	508
仕掛品	25,273
原材料及び貯蔵品	109,405
前渡金	3,217
前払費用	4,719
繰延税金資産（流動）	45,625
その他	156,001
固定資産	**1,883,310**
有形固定資産	**1,656,142**
建物	974,592
構築物	2,843
機械及び装置	54,612
工具器具及び備品	34,006
土地	582,770
リース資産	7,316
無形固定資産	**23,041**
商標権	133
ソフトウエア	22,582
その他	325
投資その他の資産	**204,126**
出資金	20
長期預金	200,000
その他	4,106
繰延資産	**87**
株式交付費	87
資産合計	**9,023,070**

科目	第20期 2018年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**733,846**
支払手形	58,995
買掛金	14,846
リース債務	5,004
未払金	221,182
未払費用	15,569
未払法人税等	35,690
前受金	111,400
預り金	12,786
賞与引当金	84,766
役員賞与引当金	3,975
その他	169,627
固定負債	**37,793**
リース債務	2,893
役員退職慰労引当金	34,900
負債合計	**771,639**
純資産の部	
株主資本	**8,251,430**
資本金	**4,958,763**
資本剰余金	**2,788,763**
資本準備金	2,788,763
利益剰余金	**504,132**
その他利益剰余金	504,132
繰越利益剰余金	504,132
自己株式	**△228**
純資産合計	**8,251,430**
負債及び純資産合計	**9,023,070**

損益計算書

（単位：千円）

科目	第20期 2017年4月 1 日から 2018年3月31日まで
売上高	**2,271,507**
売上原価	**918,000**
売上総利益	**1,353,506**
販売費及び一般管理費	1,141,998
営業利益	**211,508**
営業外収益	**7,865**
受取利息	4,909
受取配当金	0
雑収入	2,955
営業外費用	**6,039**
株式交付費償却	5,982
雑損失	57
経常利益	**213,334**
税引前当期純利益	**213,334**
法人税、住民税及び事業税	31,069
法人税等調整額	△45,625
当期純利益	**227,890**

株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
2017年4月1日期首残高	4,949,563	2,779,563	－	276,242	△228	8,005,140	8,005,140
事業年度中の変動額							
新株の発行	9,200	9,200				18,400	18,400
当期純利益				227,890		227,890	227,890
事業年度中の変動額合計	9,200	9,200	－	227,890	－	246,290	246,290
2018年3月31日期末残高	4,958,763	2,788,763	－	504,132	△228	8,251,430	8,251,430

監査報告

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月17日

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大北尚史 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　杉崎友泰 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの2017年４月１日から2018年３月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針に対する取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月23日

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング監査役会

常勤監査役　倉　橋　清　隆　㊞
監　査　役　加　藤　孝　浩　㊞
監　査　役　小　川　　薫　㊞

(注) 監査役加藤孝浩及び監査役小川薫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

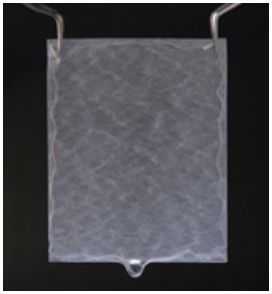
以上

株主メモ

上場証券取引所	東京証券取引所JASDAQグロース
証券コード	7774
事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	名古屋市中区栄三丁目１５番３３号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先 及び照会先	東京都杉並区和泉二丁目８番４号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120－782－031（通話料無料）

住所、氏名の変更等、株式関係のお手続きに関するお問合わせ、お手続きに必要な書類のご請求等は、お取引の証券会社等までご連絡ください。

最新のトピックス　*Latest Topics*


自家培養表皮

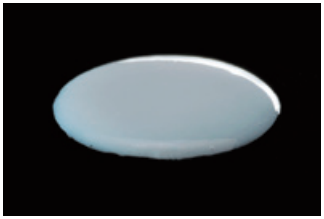
適応拡大

ジェイス®
自家培養表皮

「自家培養表皮ジェイス®」
表皮水疱症への適応拡大に向けて一部変更承認申請を提出

当社は「自家培養表皮ジェイス」のさらなる適応拡大を目指しています。 2018年3月、表皮水疱症の治療を目的として、一部変更承認申請書を厚生労働省へ提出しました。当社は、自家培養表皮のさらなる適応拡大を通じて、再生医療の普及を進めるとともに、生活の質（QOL）の向上に貢献していきます。

表皮水疱症とは：
日常生活でのちょっとした刺激や摩擦により、全身の皮膚や粘膜に水疱（水ぶくれ）やびらん（ただれ）を繰り返し潰瘍(組織の欠損)が発生する遺伝性の皮膚難病で、皮膚のそれぞれの層を十分につなぎとめるタンパク質が先天的に欠けている。水疱のできる部位により、主に単純型（表皮内）、接合部型（表皮基底膜透明帯）、栄養障害型（表皮下）の 3 つのタイプに大別。国内の患者数は、およそ 500～640人、その内重症の方は 320人程度と推定されている。


自家培養軟骨

適応拡大

ジャック®
自家培養軟骨

「自家培養軟骨ジャック®」
患者と医師の負担軽減を目的とした取り組み
低侵襲化・移植手技簡便化に向けて一部変更承認申請を提出

当社は「自家培養軟骨ジャック」についても、さらなる普及を目指し、患者と医師の負担軽減を目的とした取り組みを進めています。現在、「ジャック」を用いた治療では、患者から採取した軟骨組織を約4週間培養して作製した「ジャック」を欠損部に移植し、患者の脛骨の骨膜で欠損部を覆って治療する方法が行われています。しかし、この方法では、骨膜の採取が必要となり、患者への侵襲性が高く、医師の手技負担を伴います。
今回の一部変更承認申請は、患者の骨膜の代わりに人工のコラーゲン膜の使用を可能とするものです。これにより、「ジャック」を用いた治療の低侵襲化・移植手技簡便化を図ることができ、患者と医師の負担軽減に寄与します。

「自家培養軟骨移植術」の認知度向上に向けて
膝の再生医療情報サイト「再生医療ナビ」にドクターと患者の対談を掲載

再生医療ナビ　検索



ひざの再生医療のことなら
再生医療ナビ

対談サイトURL：
http://saisei-navi.com/hiza/talk-interview/

2018年2月、整形外科領域における新しい治療法「自家培養軟骨移植術」の認知度向上に向けて、膝の再生医療情報サイト「再生医療ナビ」に、本移植術に関するドクターと患者の対談を掲載しました。
皆様、ぜひご覧ください。



決算および中期経営計画説明会の動画を配信中!

下記URLにて、決算および中期経営計画説明会の様子を動画配信しております。(配信期間：2018年5月～10月)
動画配信URL:　http://www.irwebcasting.com/20180507/1/index.html

スマートフォンの方はこちら



----- ひざ軟骨をつくる。----
富士フイルムのテレビCMで
自家培養軟骨を紹介！

富士フイルムグループの技術で社会に貢献する企業姿勢をお伝えする広告シリーズ「世界は、ひとつずつ変えることができる。」にて、自家培養軟骨の技術が紹介されました。
当社は富士フイルムグループの一員として、今後も自家培養軟骨の普及、更には新しい再生医療製品の開発に努めてまいります。



富士フイルムのウェブサイトでも紹介されています：
世界は、ひとつずつ変えることができる。
http://and-fujifilm.jp/cartilage/
「世界は、ひとつずつ変えることができる。」として自家培養軟骨の技術「ひざ軟骨をつくる。」が紹介されています。

富士フイルム　再生医療　検索

INNOVATION AQUARIUM
http://brand.fujifilm.co.jp/aquarium/case01.html
「再生医療が変える、新しい治療法！自家培養軟骨」にて製品の技術・概要が紹介されています。



会　場　の　ご　案　内



会場

愛知県蒲郡市港町18－23

蒲郡商工会議所　1階コンベンションホール

TEL 0533－68－7171

交通のご案内

JR蒲郡駅／名鉄蒲郡駅南口から徒歩5分

東名音羽蒲郡I.C.から車で20分

駐車場あり（無料160台）

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング

愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1

TEL 0533－66－2020（代）　URL http://www.jpte.co.jp

UD FONT　見やすいユニバーサルデザイン フォントを採用しています。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK